

令和7年度第6回越谷市国民健康保険運営協議会

日 時 令和8年（2026年）3月24日（火）午後2時～

場 所 中央市民会館3階 越ヶ谷地区センター大会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

(1) 令和8年度越谷市国民健康保険特別会計当初予算（案）について・・・資料1

(2) 令和8年度越谷市国民健康保険の保健事業（案）について・・・・・・資料2

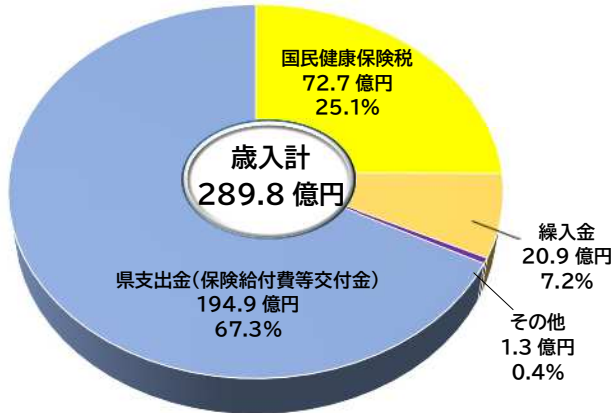
4. そ の 他

5. 閉 会

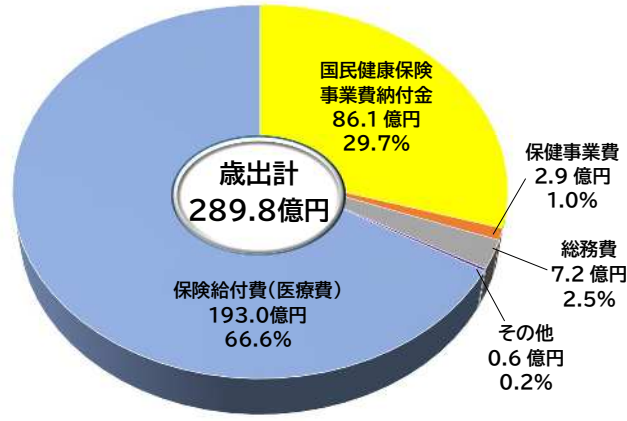
参考資料1 国民健康保険税の見直しについて（答申（写））（R8.2.3 付け）

令和8年度 越谷市国民健康保険特別会計当初予算(案)について

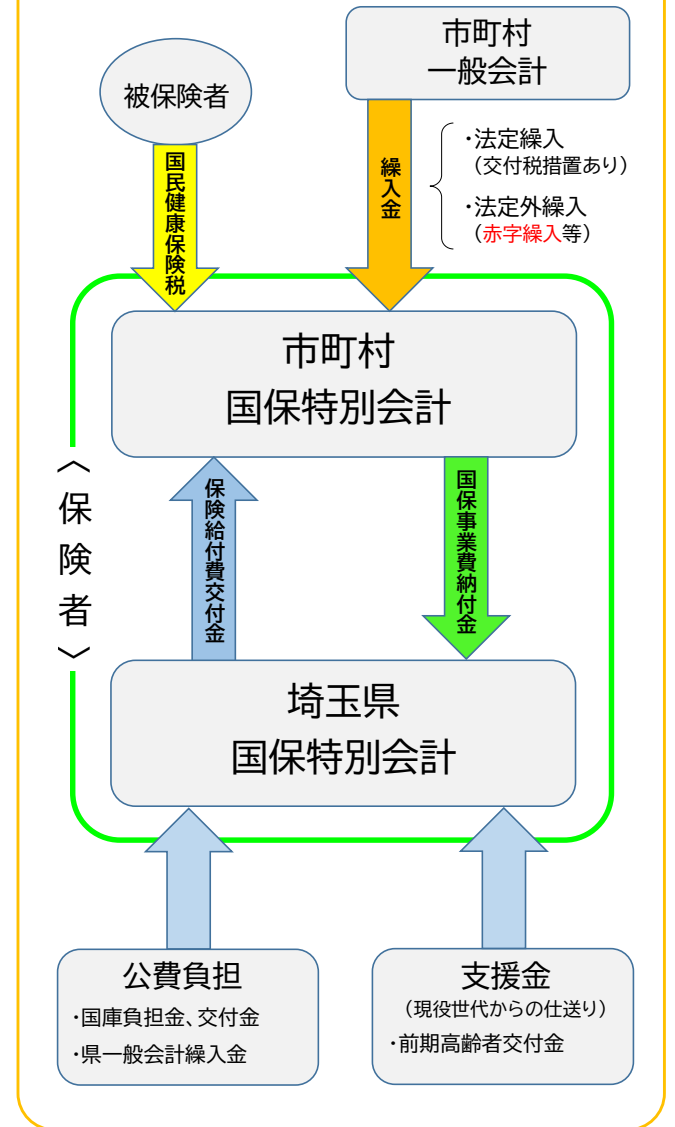
歳入



歳出



広域化後の国保財政の仕組み



〈歳入〉

区分(款)	令和8年度 (千円)	令和7年度 (千円)	増減	
			額(千円)	率(%)
1 国民健康保険税	7,270,000	6,175,000	1,095,000	17.73
3 国庫支出金	45,010	10	45,000	450000.00
4 県支出金	19,488,000	19,694,000	▲ 206,000	▲ 1.05
5 財産収入	20	10	10	100.00
6 繰入金	2,086,000	3,020,000	▲ 934,000	▲ 30.93
その他一般会計繰入金※1	0	1,089,000	▲ 1,089,000	▲ 100.00
7 繰越金	30,000	103,000	▲ 73,000	▲ 70.87
2,8 諸収入他	60,970	67,980	▲ 7,010	▲ 10.31
合計	28,980,000	29,060,000	▲ 80,000	▲ 0.28

〈歳出〉

区分(款)	令和8年度 (千円)	令和7年度 (千円)	増減	
			額(千円)	率(%)
1 総務費	715,940	759,585	▲ 43,645	▲ 5.75
2 保険給付費※1	19,305,950	19,497,750	▲ 191,800	▲ 0.98
3 国民健康保険事業費納付金	8,613,000	8,397,000	216,000	2.57
医療給付費分	5,651,000	5,633,000	18,000	0.32
後期高齢者支援金等分	2,000,000	2,033,000	▲ 33,000	▲ 1.62
介護納付金分	759,000	731,000	28,000	3.83
子ども・子育て支援納付金分	203,000	0	203,000	皆増
4 保健事業費	286,690	319,420	▲ 32,730	▲ 10.25
5,6,7,8 諸支出金他	58,420	86,245	▲ 27,825	▲ 32.26
合計	28,980,000	29,060,000	▲ 80,000	▲ 0.28

※1 地方単独事業の波及増分の繰入れを含む

※1 出産育児一時金・葬祭費・審査支払手数料を含む

令和8年度 越谷市国民健康保険の保健事業(案)について

国民健康保険では、増え続ける医療費への対策が大きな課題となっています。医療費を縮減するためには、生活習慣病の予防・早期発見・早期治療などの取組みが重要となります。越谷市では、以下のような保健事業を計画的かつ効果的に実施することで医療費の縮減に努めています。

1. 特定健康診査受診率向上事業

生活習慣病は自覚症状が少なく、気づかないうちに進行してしまいます。そのため、生活習慣病にかかりやすくなる40歳以上の国保加入者を対象に、生活習慣病を予防・早期発見するための特定健康診査(身長・体重・腹囲・血圧等の測定、尿検査、血液検査など)を無料で実施しています。

越谷市国保では、特定健診を皆様に受診していただけるよう様々な方法で受診率の向上に取り組んでいます。

①未受診者勧奨

国保の特定健康診査の受診率は40%程度であり、目標である60%と比べて低いことから、受診率向上対策として、未受診者に対して、受診勧奨ハガキの送付や電話での勧奨を行っています。

【未受診者勧奨の実績】

年度	受診勧奨通知の送付	送付件数	電話での勧奨	架電件数
R7	未受診者の過去の健診受診状況や年齢、医療機関受診の有無で分類分けし、それぞれの分類に合った内容の勧奨通知を送付	27,558 件	勧奨通知を送付した者のうち、直近3年間の健診の受診が不定期または未受診である方に電話による勧奨を実施	2,067 件

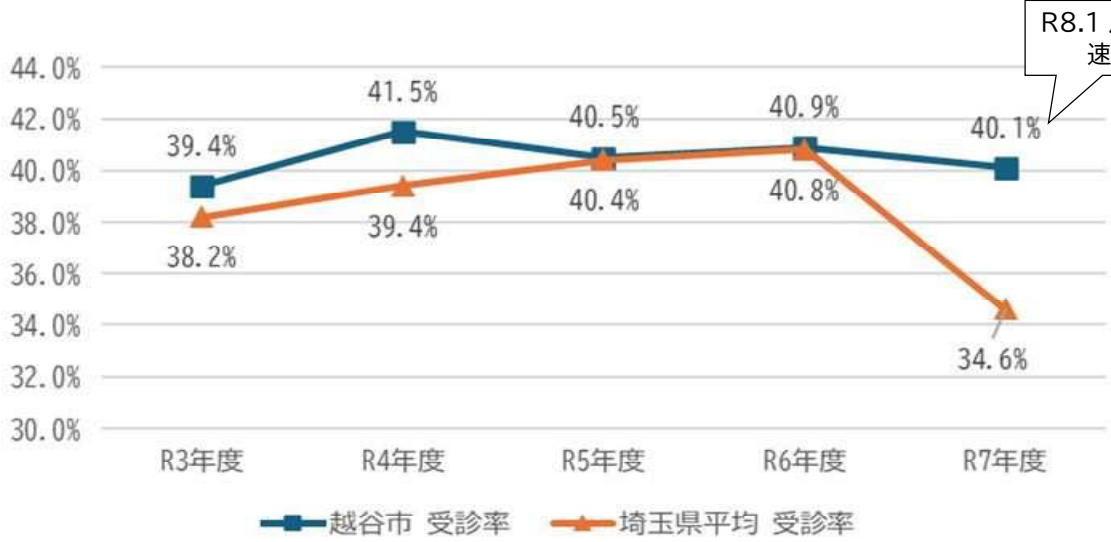
②インセンティブの付与

令和7年度は受診者に対して市内イチゴ農園で利用できる「いちご狩り券」を抽選でプレゼントすることや、コバトン ALKOO マイレージのポイント付与を行うことで受診率の向上を図っています。

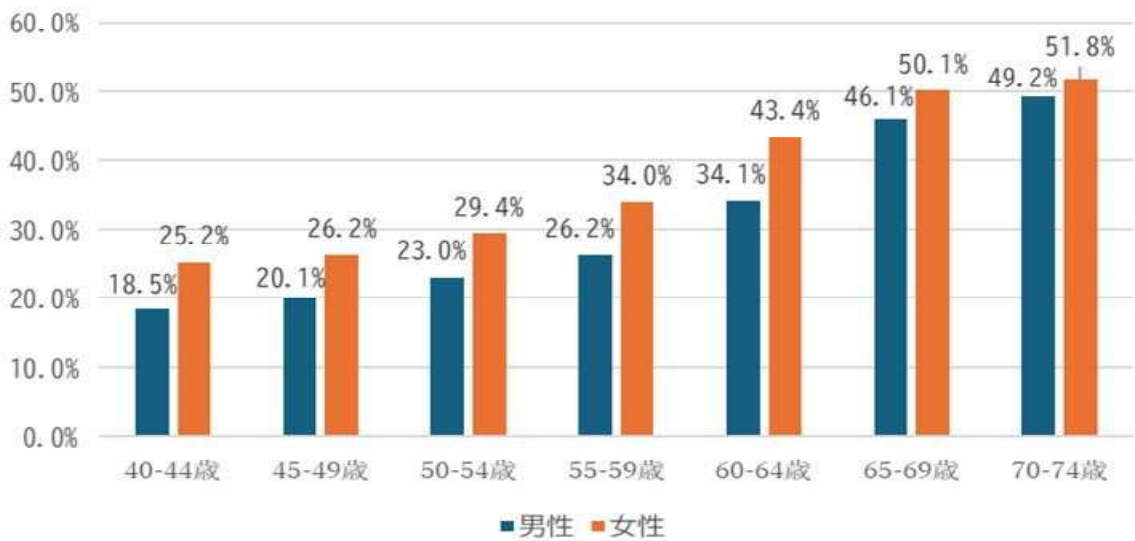
③40歳前勧奨通知

次年度40歳を迎える方を対象に特定健診について周知することで若い世代の受診の習慣化を図っています。

受診率の推移



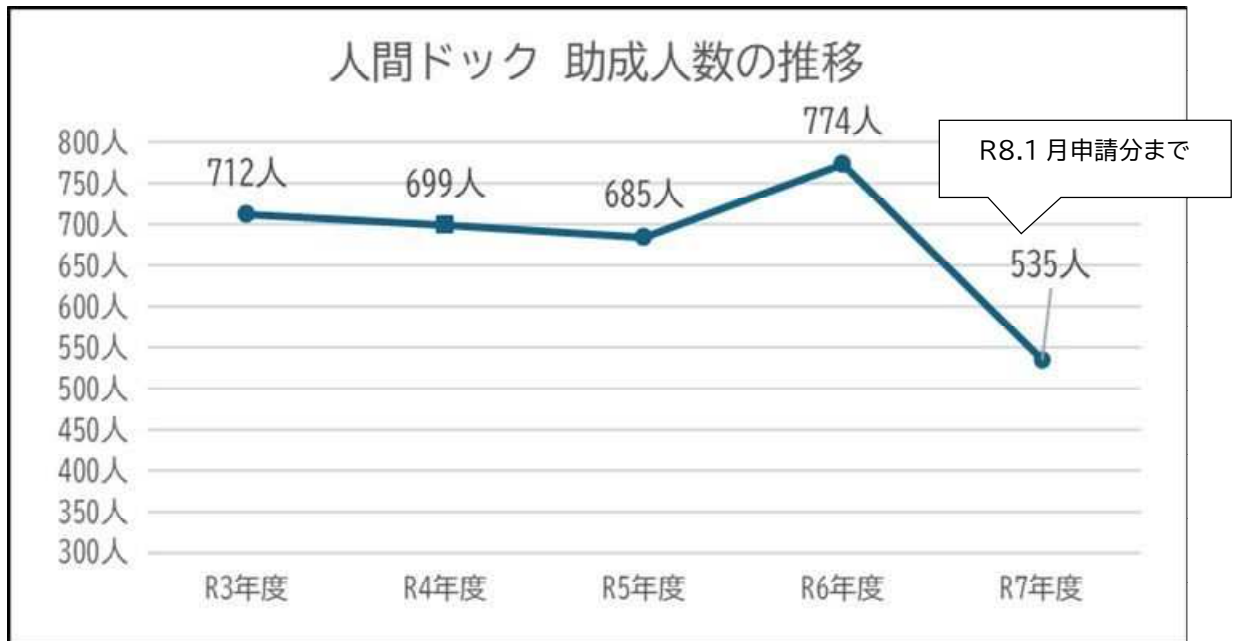
令和6年度受診率（性別・年代別）



2. 人間ドック検診料助成事業

市が実施する特定健康診査ではなく、より多くの検査を行う人間ドック検診を受けた国保加入者に対して、健康の保持増進を図ることを目的に、人間ドックの検査に要した費用の一部を助成しています。

令和6年度からは、助成対象年齢を40歳以上から35歳以上に引き下げ、1万円を上限に人間ドックの検診費用を助成しています。



3. 特定保健指導未利用者対策事業

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方に対し、食生活の見直しや適度な運動などで生活習慣を改善するプログラムを行う特定保健指導を実施しています。この保健指導により、生活習慣病を予防・改善し、対象者の健康増進と医療費の縮減に繋がっていきます。

特定保健指導を多くの方に利用していただけるよう様々な方法で実施率の向上に取り組んでいます。

①勸奨通知・勸奨電話

未利用者に対して過去の利用状況等を分析したうえで効果的な対象者を抽出し、勸奨通知を送付しています。

②インセンティブの付与

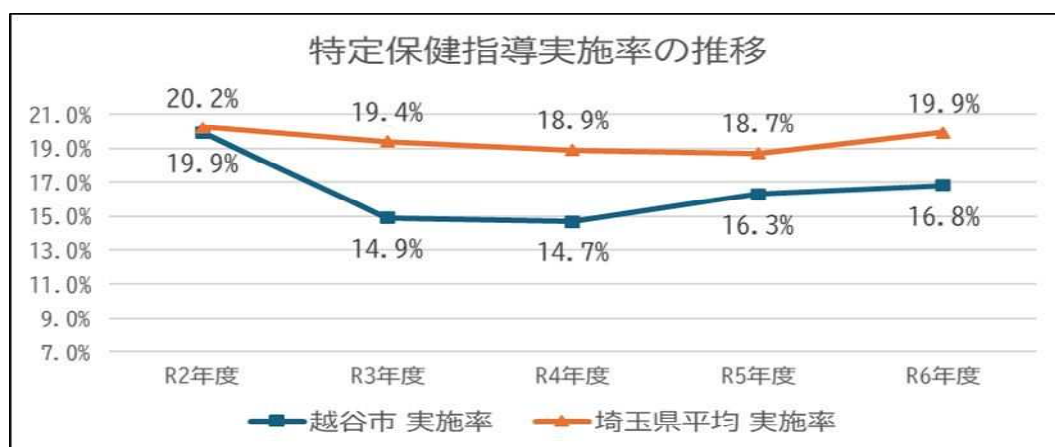
令和7年度は参加者を増やすため、参加者へ抽選で QUO カードが当たるインセンティブを準備し、参加率の向上を図っています。

③集団健診会場での初回面談の分割実施

集団健診の会場で特定保健指導の対象者を抽出し、当日に初回面談を実施することで対象者の負担を減らし実施率の向上を目指しています。

④ICT(遠隔地)面談の実施

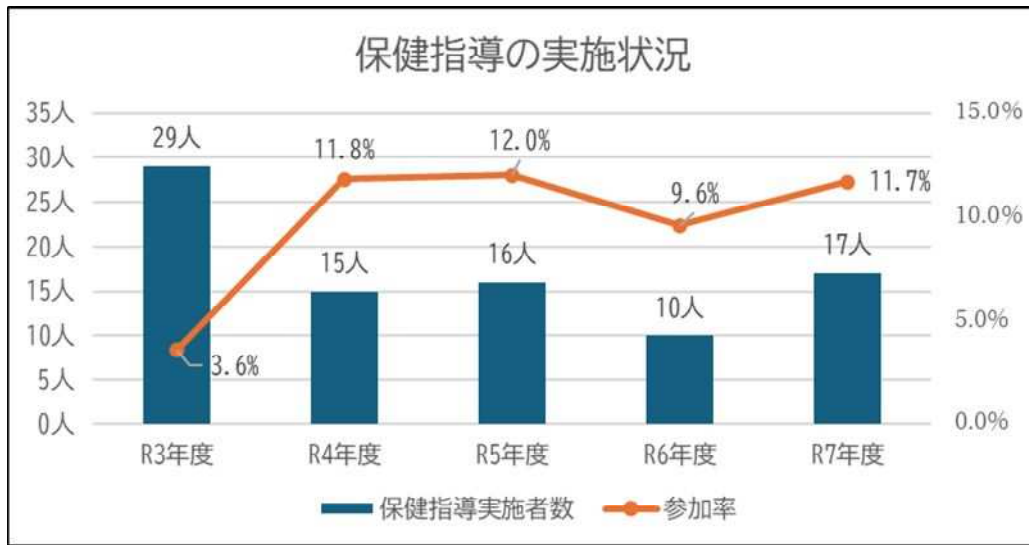
タブレットやスマートフォンを利用した保健指導を実施することで利用者の地理的負担を減らし、保健指導を利用しやすい環境を作っています。



4. 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

特定健康診査の結果、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関への未受診者と受診中断者を医療に結びつける「受診勧奨」と、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化リスクが高い患者に対して「保健指導」を実施することで、糖尿病患者が人工透析へと移行することを防止しています。

この事業は、埼玉県国民健康保険団体連合会及び県内52市町との共同で実施しています。



※R3年度と比べR4年度以降、実施者数が大きく減少し、参加率が上昇となっているのは実施方法を変更したことによるものです。

5. 健診異常値放置者・治療中断者重症化予防事業

特定健康診査の結果、血圧や脂質の値が受診勧奨値にもかかわらず、医療機関を受診していない方に対し、医療機関への受診を促す通知を送付し、生活習慣病が重症化することを予防しています。

令和4年度からは、越谷市医師会様のご協力のもと、健診の結果、心房細動の所見があるにもかかわらず医療機関の受診が無い可能性のある方へも通知を送付しています。

さらに、令和5年度からは、健診の結果、慢性腎臓病(CKD)のおそれのある方で医療機関への受診がない方へも通知を送付しています。

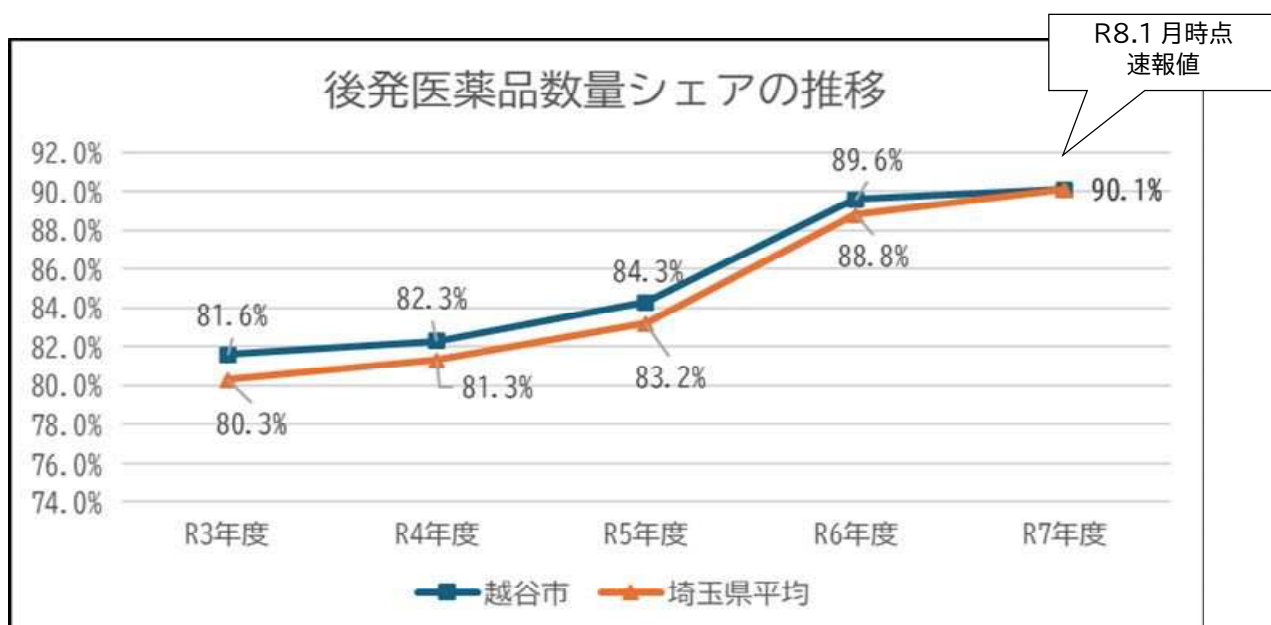
【健診異常値放置者・治療中断者重症化予防事業の実績】

年度	月	内 容	実施人数
R7	12月	生活習慣病(6～8月健診受診者)	132人
	3月	生活習慣病(9～11月健診受診者)	—
	3月	慢性腎臓病(CKD)	—
	3月	心房細動	—

6. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知書

同一の効能・効果があり、新薬と比べて安価である後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用を促進するため、高血圧、脂質異常症、糖尿病に関する医薬品を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月の自己負担額を100円以上安くできる方に、利用差額通知書を年2回送付しています。

政府は、ジェネリック医薬品の普及が患者負担の軽減と医療保険財政の改善に資するとして、ジェネリック医薬品を積極的に推進しており、数量シェアを80%以上にする目標が設けられましたが、本市では令和2年度にこの目標を達成しています。



7. 重複頻回・服薬対策事業

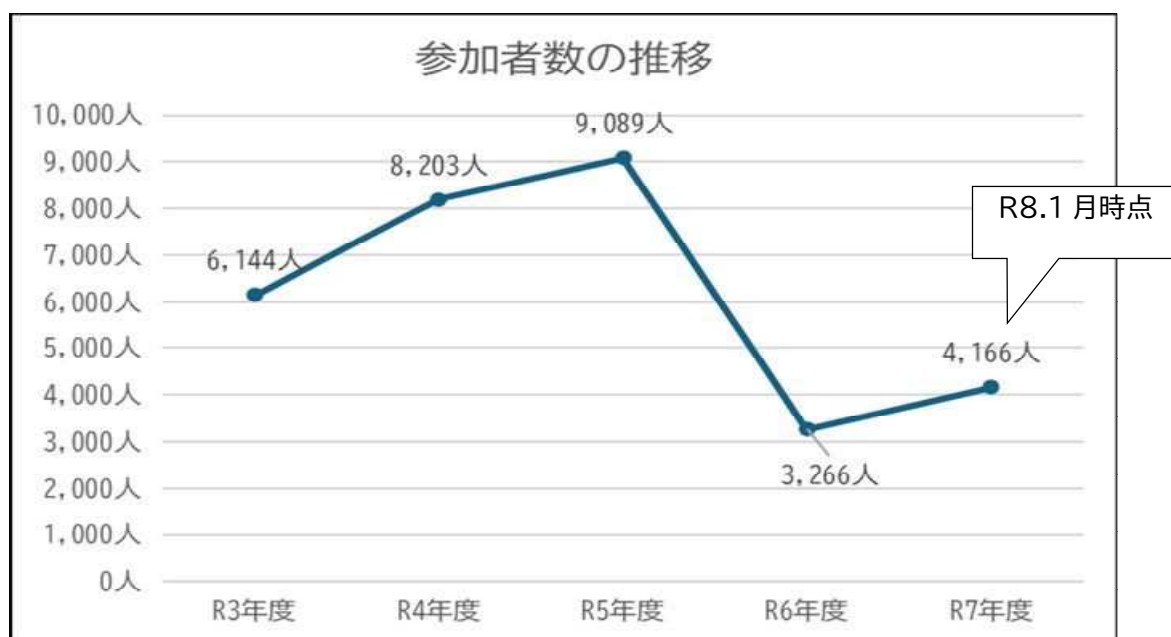
同一疾病の診療で複数の医療機関に受診している「重複受診者」や同一薬効の調剤の投与を重ねて受けている「重複服薬者」、同一月内に9種類以上の医薬品の処方があり、複数医療機関の受診がある「多剤服薬者」に対し、保健師が適切な療養方法などの指導を行い、適正受診・適正服薬を促し、対象者の健康保持と早期回復を目指しています。

【重複頻回・服薬対策事業の実績】

年度	月	内 容	実施人数
R7	10月	① 重複受診・服薬者に対する通知	2人
	10月	② 多剤服薬者に対する通知	6人
	10月	電話指導(①と②の対象者)	5人

8. 健康管理アプリを利用した健康づくり事業

スマートフォンアプリを利用し、計測された歩数や各種検(健)診の受診、健康教室の参加などに対してポイントを付与し、貯まったポイントによって抽選で市や県内の特産品等を提供する「コバトン ALKOO マイレージ事業」(令和5年度までは「埼玉県コバトン健康マイレージ事業」)を埼玉県と県内市町村とで共同で実施し、手軽に楽しみながら参加者の健康づくりを支援しています。



※R5年度以前と比べ、R6年度に参加者数が大きく減少しているのは、実施事業者の変更があり、当事業への参加において再度登録が必要であったこと、及び参加方法をスマートフォンアプリ限定とするなどの変更があったことによるものと考えています。

9. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する取組み

現在、高齢者における保健事業と介護予防を一体的に実施するための取り組みとして関係課である地域包括ケア課や健康づくり推進課と連携し、75歳以上の後期高齢者医療加入の方を対象にフレイル対策等の事業を実施しています。

令和6年度からは対象を国保加入者にも引き下げ、前期高齢者に該当する65歳以上で、当年度の特定健康診査を受診し、その結果フレイルリスクが高い方に対し、地域包括ケア課で実施している「お口と栄養と運動の元気塾」という運動機能向上・口腔機能向上・低栄養状態の改善を目的とした事業への参加勧奨通知を送付しています。

10. 第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画中間見直し

令和8年度は、令和6年3月に策定した「第3期越谷市国民健康保険データヘルス計画」の中間見直し年にあたります。関連する計画や、埼玉県国民健康保険団体連合会の方針等との整合性を図りつつ、個別保健事業の進捗確認等を行います。



令和8年(2026年)2月3日

越谷市長 福田 晃 様

越谷市国民健康保険運営協議会
会長 森田 敏 恵



国民健康保険税の見直しについて(答申)

令和7年(2025年)6月26日付け越国年第421号で市長から諮問のあった「国民健康保険税の見直しについて」、別添のとおり答申します。

答 申

国民健康保険制度は、疾病や負傷の際に安心して医療を受けられるよう、国民皆保険制度を支える最後の砦として、地域医療の確保や被保険者の健康の保持増進に大きく貢献しています。しかしながら、医療技術の高度化や被保険者の高齢化の進展などによって一人当たりの医療費が年々増加する一方で、高齢者や低所得者の割合が高いという構造的な問題を抱えています。

平成30年度からは都道府県が保険者に加わり、財政運営の主体として中心的な役割を担う広域化が始まるとともに、国は国民健康保険財政の基盤強化のため毎年度3,400億円の公費を投入しているものの、本市の国民健康保険は依然として赤字が続いており、その補填のために一般会計から法定外繰入を行うことで収支の均衡を維持している状況にあります。

広域化と同時に都道府県は運営方針を定め、市町村はその方針に基づいて国民健康保険を運営することとなりましたが、令和5年12月に策定された「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」（以下「埼玉県運営方針」という。）において、国民健康保険の安定した運営のため、令和9年度に県内の保険税水準の準統一を目指し、その前年度の令和8年度までに市町村は赤字を解消することが目標とされました。

本市では、埼玉県運営方針に示された令和8年度までの赤字解消と保険税率の引上げによる被保険者の急激な負担増加を緩和するため、令和元年度、令和4年度、令和6年度に税率改定を行い段階的な赤字削減を進めてきましたが、一人当たり医療費の増大や被用者保険の適用拡大などの影響を受け、赤字が増えてしまうという事態に陥っています。

このような背景を踏まえ、当協議会は、この度の「国民健康保険税の見直しについて」の諮問に対し、本市の国民健康保険の財政状況や埼玉県運営方針に基づく赤字解消の実現、被保険者の保険税負担等を勘案のうえ、慎重に協議を重ねた結果、次のとおり答申いたします。

1. 赤字解消に向けた継続的な取組について

埼玉県運営方針は、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき策定された基本方針であり、その方針において令和8年度までの赤字解消が目標とされています。また、今後は高齢化の更なる進展や被用者保険の適用拡大などにより、主に負担を担ってきた現役世代が減少し、保険者規模が縮小していくことが見込まれるため、国保財政の持続可能で安定的な運営のためには、埼玉県運営方針に則り令和9年度の保険税水準の準統一を目指すべきであり、その前提として令和8年度において本市が抱える赤字を解消する必要があるものと考えます。

しかし、赤字解消に向けては、保険税の見直し以外の次の歳出削減及び歳入確保策に積極的かつ効果的に取組むよう提言します。また、本市の取組について、広く発信し、被保険者の理解が得られるよう努めてください。

(1) 保健事業の推進

特定健康診査や診療報酬明細書等の情報を活用し、被保険者の生活習慣、健康状態、医療機関への受診状況等を分析し、データヘルス計画に基づくPDCAサイクルにより、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康の保持増進を図ること。

(2) 医療費縮減対策の推進

レセプト点検や不当利得返還請求事務等の充実強化により、医療費の適正化を図ること。

(3) 収納率向上対策の推進

口座振替の原則化の取組を強化し、口座振替率の向上を図り、期限内納付と滞納発生の抑制に努めること。滞納事案については現年課税分の徴収対策を重点的に行うことにより長期滞納を防止するとともに、滞納額及び納付資力に応じた適切な納付計画の実施により自主納付の促進を図ること。

2. 令和8年度の保険税の見直しについて

国民健康保険は、市の一般会計から独立した特別会計で運営しており、医療に係る費用は「保険税」や「国・県からの交付金等」（以下「公費」という。）

で賄うのが原則です。しかし、本市において、医療に係る費用をこうした財源で賄っていないことが、赤字が発生している要因であります。

保険者として、1に掲げる取組を進めていくことはもちろんのことではありますが、現状では赤字解消にまで至ることは非常に困難です。

公費が限られている中において、赤字を解消するためには、本市の保険税率と埼玉県が示す本市の市町村標準保険税率（以下「市町村標準保険税率」という。）との大きな乖離をなくし、税収を確保することにより収支均衡を図ることが必要です。

したがって、苦渋の措置ではありますが、令和8年度の保険税については、市町村標準保険税率どおりに見直すことはやむを得ないと考えます。

しかしながら、令和8年度の市町村標準保険税率への見直しは、令和7年度と比較し大幅な上昇となり、被保険者の負担増加が大変懸念されているところでありますので、以下の項目について留意することを提言いたします。

- (1) 改定の背景や必要性、それによる影響等について、被保険者から理解が得られるよう、事前に丁寧な周知を行うとともに、賦課決定後の問い合わせに対しても丁寧な説明に努めること。
- (2) 被保険者に対して、自身の健康の保持増進が大切であり、健康維持に努めることで医療費の負担軽減に繋がり、ひいては保険税引上げの抑制効果が見込めることを積極的かつ継続的に周知啓発していくこと。
- (3) 本市の収納率は県内下位にあり、県内の同規模以上の団体と比較しても低いこと、また、埼玉県運営方針において本市の規模に求められる収納率93.72%に届いていないこと、そして何より公平性の観点からも高い収納率を確保する必要があることから、担税力の低い世帯に十分に配慮した上で、収納率向上に努めること。
- (4) 脆弱な国民健康保険の財政基盤の強化と被保険者の保険税負担の軽減を図り、国民皆保険の最後の砦たる国民健康保険を将来にわたって持続可能なものとするため、国庫負担割合の引上げのほか、低所得者に対する負担軽減策の強化など、引き続き国に対して公費拡充の要望を実施していくこと。